

III 介護休業制度

III-1 介護休業の対象となる労働者

(第2条、第11条第1項、第2項、第12条第2項)

- この法律の「介護休業」をすることができる者は、要介護状態にある対象家族を介護する男女労働者です。
- 日々雇い入れられる者は除かれます。
- 期間を定めて雇用される者は、申出時点において、次のいずれにも該当すれば介護休業をすることができます。
 - ① 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること
 - ② 介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に、労働契約期間が満了し、かつ、労働契約の更新がないことが明らかである者を除く）
- 労使協定で定められた一定の労働者も介護休業をすることはできません。

- (1) この法律の「介護休業」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態（要介護状態。20ページ参照）にある対象家族を介護するためにする休業をいいます（法第2条第2号、則第1条）。
- (2) 対象家族の範囲は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として、労働者が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫を含みます。）、配偶者の父母です（法第2条第3号、則第2条）。
祖父母、兄弟姉妹、孫については、同居、扶養の要件が付されていることに留意してください。
- (3) 期間を定めて雇用される労働者の介護休業についての考え方は次のとおりです。
- イ 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であり、かつ、介護休業の開始予定日から起算して93日を経過する日（以下「93日経過日」といいます。）を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者（93日経過日から1年を経過する日までの間に、労働契約期間が満了し、かつ、労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。）は、介護休業の対象となります。
考え方は、II-1(2)（4ページ）で説明したとおりです（指針）。
- ロ イに該当するか否かにかかわらず、労働契約の形式上期間を定めて雇用されている者であっても、当該契約が期間の定めのない契約と実質的に異ならない状態となっている場合には、介護休業の対象となります。その判断に当たっての留意事項は、II-1(3)（7ページ）で説明しましたとおりです（指針）。
- (4) 介護休業をすることができない一定の労働者を労使協定で定める場合については、III-3（23ページ）で説明します。

常時介護を必要とする状態に関する判断基準

「常時介護を必要とする状態」とは、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 日常生活動作事項（第1表の事項欄の歩行、排泄、食事、入浴及び着脱衣の5項目をいう。）のうち、全部介助が1項目以上及び一部介助が2項目以上（注）あり、かつ、その状態が継続すると認められること。
注：「全部介助が1項目以上及び一部介助が2項目以上」には「全部介助が2項目及び一部介助が1項目」並びに「全部介助が3項目以上」の場合も含まれます。
- 2 問題行動（第2表の行動欄の攻撃的行為、自傷行為、火の扱い、徘徊、不穏興奮、不潔行為及び失禁の7項目をいう。）のうちいずれか1項目以上が重度又は中度に該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

第1表（日常生活動作）

| 事項 \ 様態 | 1 自分で可 | 2 一部介助 | 3 全部介助 |
|---------|--|---|--|
| イ 歩行 | ・杖等を使用し、かつ、時間がかかるても自分で歩ける。 | ・付添いが手や肩を貸せば歩ける。 | ・歩行不可能。 |
| ロ 排泄 | ・自分で昼夜とも便所でできる。 ・自分で昼は便所、夜は簡易便器を使ってできる。 | ・介助があれば簡易便器ができる。 ・夜間はおむつを使用している。 | ・常時おむつを使用している。 |
| ハ 食事 | ・スプーン等を使用すれば自分で食事ができる。 | ・スプーン等を使用し、一部介助すれば食事ができる。 | ・臥床のままで食べさせなければ食事ができない。 |
| ニ 入浴 | ・自分で入浴でき、洗える。 | ・自分で入浴できるが、洗うときだけ介助を要する。 ・浴槽の出入りに介助を要する。 | ・自分でできないので全て介助しなければならない。 ・特殊浴槽を使っている。 ・清拭を行っている。 |
| ホ 着脱衣 | ・自分で着脱できる。 | ・手を貸せば、着脱できる。 | ・自分でできないので全て介助しなければならない。 |

第2表（問題行動）

| 行動 \ 程度 | 重 度 | 中 度 | 軽 度 |
|---------|---------------|-----------------|----------------|
| イ 攻撃的行為 | 人に暴力をふるう | 乱暴なふるまいを行う | 攻撃的な言動を吐く |
| ロ 自傷行為 | 自殺を図る | 自分の体を傷つける | 自分の衣服を裂く、破く |
| ハ 火の扱い | 火を常にもてあそぶ | 火の不始末が時々ある | 火の不始末をすることがある |
| ニ 徘徊 | 屋外をあてもなく歩きまわる | 家中をあてもなく歩きまわる | ときどき部屋内でうろうろする |
| ホ 不穏興奮 | いつも興奮している | しばしば興奮し騒ぎたてる | ときには興奮し騒ぎたてる |
| ヘ 不潔行為 | 糞尿をもてあそぶ | 場所をかまわず放尿、排便をする | 衣服等を汚す |
| ト 失禁 | 常に失禁する | 時々失禁する | 誘導すれば自分でトイレに行く |